



消費生活相談窓口

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）


宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。

<p>【仙南圏】</p> <p>大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】</p> <p>北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】</p> <p>北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】</p> <p>東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】</p> <p>気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

ウェブフォームからご相談の受付ができます。




本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報  で検索♪




お金や暮らしの知恵を学びましょう！！


宮城県金融広報委員会

- ❁ みなさん！こんにちは。
宮城県金融広報委員会です。
 - ❁ 金融広報委員会という名称を初めて目にした方、聞いた方もいるのではないのでしょうか。
4月号では、宮城県金融広報委員会について、ご紹介します。
- 

宮城県金融広報委員会とは…

- ❁ 宮城県金融広報委員会は、宮城県・東北財務局・日本銀行仙台支店及び県内金融機関などにより構成されており、中立な立場から、金融に関する幅広い広報活動を行っています。
- ❁ 知るぽるとの”ぽると”は、「港」「入り口」。「知るぽると」は、金融広報中央委員会と都道府県金融広報委員会の愛称です。「知るぽると」は、お金の情報や知識が集まる「港」。身近な金融情報の入り口としてご活用ください。

5月号ではリニューアルする宮城県金融広報委員会のホームページや活動内容についてご紹介する予定です。




みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 消費生活センターに相談しましょう！
- ◆ 恋愛感情や親切心につけ込む「国際ロマンス詐欺」に注意
- ◆ 4月から成年年齢が18歳に引き下げられます！
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



2022

4 April
月号

第145号

消費生活センターに相談しましょう！

皆さん、「消費生活センター」をご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者との間で発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。専門の相談員がトラブル解決に向けて助言を行っています。

相談は無料なので、**不安なことや困ったことがあったときは、一人で悩まず相談しましょう！**



消費生活センターを活用してください

相談以外でも以下のとおり活用いただけます。

< 出前講座 >

県消費生活センターの相談員が、皆さんのところに伺い、消費生活センターへ実際に寄せられた相談をもとに、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話します。

講座は無料です！開催希望日の**2ヵ月前までにまずはお電話**をお願いします。日程の調整を行います。



< 啓発資材を提供します >

DVDの貸出やリーフレットの配布などを行っています。

貸出や配布は無料です！

在庫の確認が必要ですので、事前にお電話でお問合せください。

- DVD等の貸出期間
概ね1～2週間
- リーフレットの配布枚数
概ね100枚まで

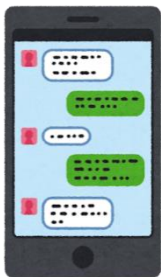


消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」
携帯電話からも188とダイヤル！

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！

恋愛感情や親切心につけ込む「国際ロマンス詐欺」に注意

事例1



SNSで知り合ったアメリカの軍医だという男性からメールをもらうようになった。退役したら伴侶を得たいと言われ心を許してしまった。お金と金塊を送るので受け取ってほしいと言われたので了承し、保険と送料で1500ドル必要だと言われ送金した。その後、空港で止められたので通すためにクリアランス料が必要だと何度も言われ、200万円振り込んでしまった。

事例2

マッチングアプリで自称外国人経営者という男性と出会った。男性と無料会話アプリでやり取りする中で、「Baby」と呼ばれるようになった。将来のため、紹介する投資サイトで投資するよう何日か説得され続け、断りきれず投資した。少額を投資したところ利益が出て出金できた。元金が多ければもうけも多いと説得され、銀行や消費者金融から借り入れて、合計約500万円投資した。出金しようとしたところ、資産の15%（180万円）を保証金として支払う必要があると言われ、50万円をさらに借り入れた。残りの130万円について勧誘者に相談している途中で、連絡が途絶えた。



★アドバイス★

- **インターネットで知り合った面識のない相手からの荷物やお金は、受け取る約束をしない。**
荷物やお金を受け取るための手数料等を求められても、絶対に支払ってはいけません。支払ってしまうと返金を受けるのは極めて困難です。
相手は実在するか分かりません。予期せぬトラブルに巻き込まれる可能性もあるので、個人情報提供を求められた場合は、注意しましょう。
- **出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った相手からの誘いで投資しない。**
事例のように、出会い系サイトやマッチングアプリ等で知り合った相手から紹介された投資サイトでは、運営会社や投資の実態が確認できないことが多いです。サイトを運営する事業者の実態がつかめない場合、被害回復は困難です。
- **出会い系サイトやマッチングアプリ等は、ルールに従って利用する。**
サイトやアプリの利用規約では、外部サイト・外部サービスへ誘導する行為を禁じている場合があります。事前に規約や注意事項をよく読み、違反する行為や疑わしい行為を持ち掛けてくる相手とはやり取りを行わないようにしましょう。また自身も違反行為をしないようにするだけでなく、そうした行為を受けたことをサイトやアプリ運営会社に報告しましょう。
- **周囲の人が巻き込まれていると思われる場合には消費生活センターへの相談を促す。**
本人が恋愛感情や親切心を利用されていると認識していないケースが多いので、周囲のサポートが重要です。本人の話をよく聞き、冷静に対応しましょう。

4月から成年年齢が18歳に引き下げられます！

2022年4月から「18歳で大人」に！

未成年者が、親権者等の同意を得ずになされた契約は原則として、取り消すことができますが、大人（成年）になると、この「未成年者取消権」が行使できなくなります。

■18歳・19歳に気をつけてほしい消費者トラブル別アドバイス■

1. 副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」トラブル

- ・ 確実にもうかる話はありません！
- ・ 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- ・ 「荷受け代行」「荷物転送」は絶対にしない。



2. エステや美容医療などの「美容関連」トラブル

- ・ その場で契約・施術をしない。
- ・ 施術の前にリスク等の説明を十分に受けて検討する。
- ・ 長期間の契約が心配なときは都度払いのコースを選ぶ。

3. 健康食品や化粧品などの「定期購入」トラブル

- ・ 注文前に返品・解約の条件を確認する。
- ・ 低価格を強調する広告は特に詳細を確認する。

4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など「SNSきっかけ」のトラブル

- ・ SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されてトラブルになるケースも。
- ・ SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。

5. 出会い系やマッチングアプリの「出会い系」トラブル

- ・ 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- ・ サイトやアプリで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。



6. テート商法などの「異性・恋愛関連」トラブル

- ・ 相手の好意は、商品売るための手口であることも！
- ・ あやしいと思ったら、すぐに契約しない、お金を払わない。

7. 就活商法やオーディション商法などの「仕事関連」トラブル

- ・ 必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリ断る。
- ・ 「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意する。
- ・ アンケートなどを求められても安易に個人情報伝えず、利用目的を確認する。



8. 賃貸住宅や電力の契約など「新生活関連」トラブル

- ・ 契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。
- ・ 賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する。

9. 消費者金融からの借入やクレジットカードなどの「借金・クレカ」トラブル

- ・ 借金をしてまで契約すべきものかよく考える。
- ・ 手数料が発生するリボ払いに注意する。
- ・ クレカの利用明細は必ず確認する。



10. スマホやネット回線などの「通信契約」トラブル

- ・ 勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。
- ・ 解約時の条件についても事前に調べる。